

第2号様式

法令適用事前確認手続 回答書

平成28年11月11日

TMI 総合法律事務所 弁護士 山口 芳泰 殿

山下 翔 殿

土地・建設産業局不動産市場整備課長

平成28年10月26日付けをもって照会のあった件について、下記のとおり回答します。

なお、本回答は、照会に係る法令の条項を所管する立場から、照会者から提示された事実のみを前提に、照会対象法令の条項との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではありません。

記

1 回答

照会のあった事実については、照会法令の適用対象とならない。

2 当該事実が照会法令の適用対象とならないことに関する見解及び根拠

照会のあった事実において、X社とX社の従業員との間のオプション権設定契約は不動産特定共同事業法（平成6年法律第77号）第2条第3項に規定する不動産特定共同事業契約に該当せず、X社が本件取引を業として営む場合であっても同条第4項に規定する不動産特定共同事業に該当しないため、不動産特定共同事業法第3条第1項の許可を受ける必要はない。